



方公共団体に対し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えるものとする。

**附 則**

**抄**

1

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**

**（昭和四九年六月二六日法律第九  
経過措置）**

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第五十三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**第五十四条** この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の相

等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

**附 則**

**抄**

1

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**

**（昭和五六年五月二二日法律第四  
経過措置）**

（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**

**（平成一一年六月一六日法律第七  
経過措置）**

（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**

**（平成一一年七月一六日法律第八  
経過措置）**

（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則**

**（国等の事務）**

**附 則**

**（平成一一年七月一六日法律第八  
経過措置）**

（施行期日）

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**

**（平成一一年七月一六日法律第八  
経過措置）**

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則（平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

**附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**（筑波研究園都市建設法の一  
部改正に伴う経過措置）**

**第六十条** この法律の施行の際現に第一百二十二条

の規定による改正前の筑波研究園都市建設法第八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第一百二十二条の規定による改正後の筑波研究園都市建設法第八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた通知とみなす。

**（政令への委任）**

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。